

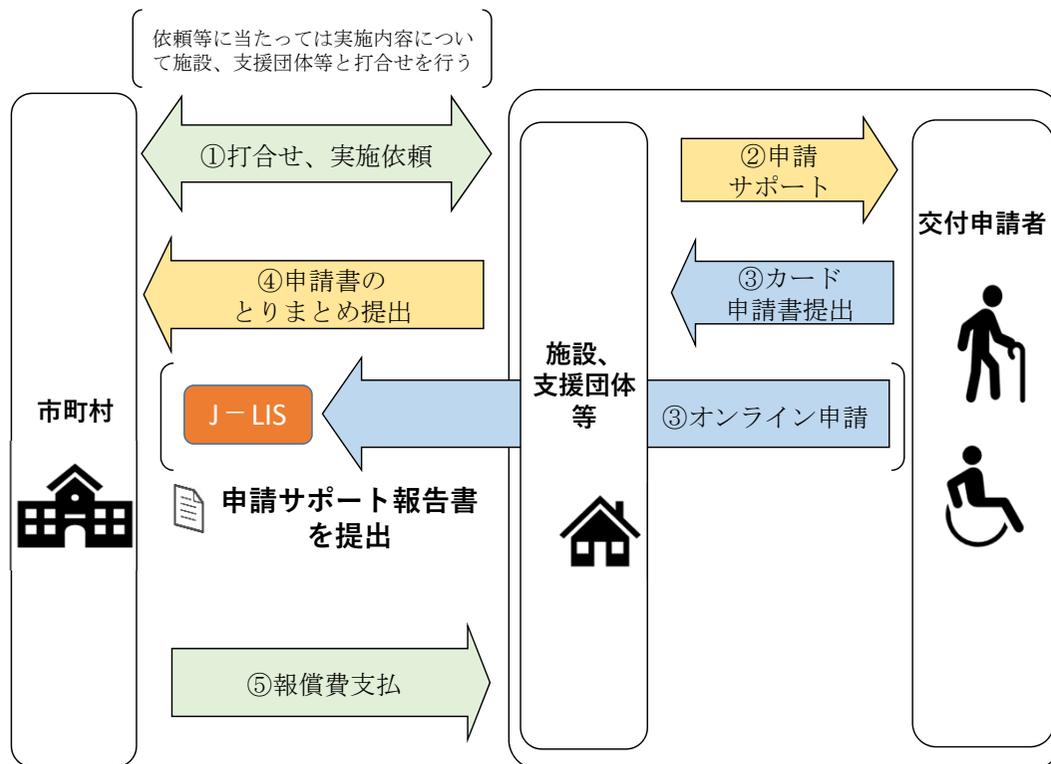
1 概要

「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」中間とりまとめ（令和5年2月17日公表）を踏まえ、施設・支援団体等が行う申請サポート・代理交付に対して、市区町村が助成を行うことについて補助金の対象となるよう、マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱を改正。

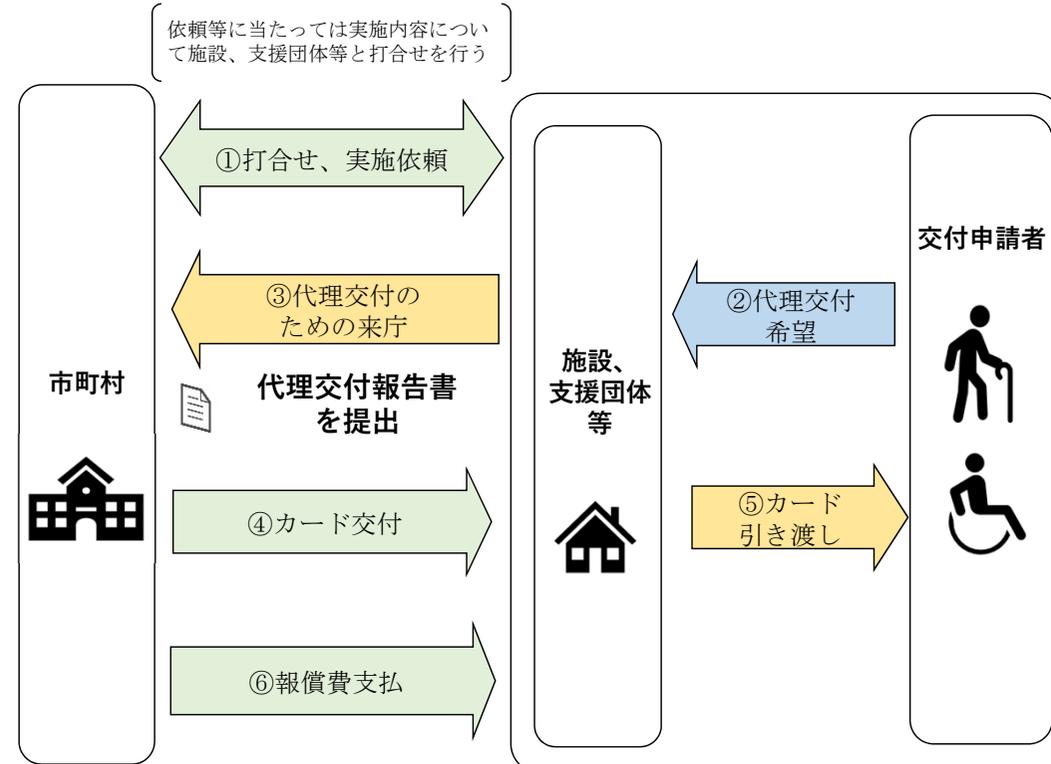
- ・施設入所者、要介護・要支援認定者、障害のある者、長期入院者、75歳以上の高齢者、社会的参加を回避し概ね家庭にとどまり続けている状態にある者、成年被後見人、被保佐人、被補助人の申請サポート又は代理で交付を受けることを行う施設や支援団体等に対して支払い
- ・報償費として支払う場合、交付申請者1人あたり上限2千円が補助金の対象経費

2 助成スキーム例

<申請サポートの場合>



<代理交付の場合>



施設・支援団体による申請サポート・代理交付への助成に係るQ & A

Q1 申請サポート・代理交付のいずれかだけでも助成の対象となるのか。

A いずれか一方だけでも対象になります。申請サポート・代理交付の両方を行った場合は、上限は4,000円になります。

Q2 市町村職員が施設等へ出張申請サポートを行い、施設等がそれに協力した場合、当該申請サポートは助成の対象となるのか。

A 市町村職員が行った申請サポートは、助成の対象になりません。

Q3 新規取得だけでなく更新も対象となるのか。

A 更新も対象となります。

Q4 交付申請者の件数に下限はあるのか。

A 件数に下限はなく、申請サポート・代理交付1件から対象となります。

Q5 事前に市町村との打合せ、実施依頼がなく窓口を訪れた場合に、市町村から支払を受けることができるか。

A 事前に市町村との打合せ、実施依頼が必要です（当該日以降の申請サポート・代理交付に係る市町村からの支払が補助対象となります）。そのため、市町村から依頼文書を発出したり、打合せ記録を作成するなど、打合せ、実施依頼をした日がわかるようにすることが望ましいと考えます。

Q6 施設所在地に住民票がない施設入所者の申請サポートを行った場合も、助成対象となるか。

A 現在の業者に委託している申請サポートと同様、施設等が行う申請サポートに対して助成を行うものであり、住民票が他の市町村にある交付申請者がいた場合にも助成対象になります。

Q7 申請サポート報告書・代理交付報告書とはどういったものか。

A 市区町村の支払にあたり、申請サポート・代理交付を行った交付申請者を報告するものです（例は次ページのとおり）。

Q8 申請サポート一覧表に記載された者が実際に申請しているかはどのように確認したらいいか。

A 例えば、以下のように確認すること等が考えられます。

①とりまとめた交付申請書が窓口提出された場合は、申請サポート一覧表と当該交付申請書を確認する

②J-LISに直接申請書を郵送した場合は、交付申請書の写しを申請サポート一覧表と併せて提出してもらい、①と同様の確認をする

③オンライン申請の場合は、申請サポート一覧表に申請書IDを記載してもらい、J-LISの申請状況照会サービスにより確認する

Q9 施設とは事前にどのようなことを打合せしたらいいか。

A 交付申請者の人数や、日程、申請方法、住民票の所在地等を確認することが考えられます。

Q10 委託契約の場合も1人当たり2,000円の単価設定となるのか。

A 1人当たり2,000円は報償費の場合の補助金額の上限ですので、委託の場合はこれまでと同様、市町村と施設等と協議の上、委託料を決定ください。なお、委託契約の際、一人当たり単価を設定する場合の目安としても差し支えありません。

(参考) 申請サポート報告書・代理交付報告書

マイナンバーカードの申請サポートに係る報告書

以下の者について、マイナンバーカードの申請サポートを行いましたので報告します。

申請日	氏名	生年月日	住所	申請書ID

※申請書IDはオンライン申請の場合に記載願います。

____年 ____月 ____日

施設名 _____

施設長名 _____

マイナンバーカードの代理交付に係る報告書

以下の者のマイナンバーカードについて、代理で交付を受けましたので報告します。

交付日	氏名	生年月日	住所

____年 ____月 ____日

施設名 _____

施設長名 _____